



新潟県



発 行 新 潟 県

号 外 2

令和 8 年10月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 44 新潟県財務規則の一部を改正する規則（財政課）
- 45 新潟県景観規則の一部を改正する規則（都市政策課）

教育委員会訓令

- 5 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正（教育庁総務課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第44号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）	
名	称	名	称
(略)		(略)	
月ヶ岡特別支援学校		月ヶ岡特別支援学校	
<u>県央特別支援学校</u>		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
国際情報高等学校		国際情報高等学校	
<u>国際フロンティア高等学校</u>		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和 8 年11月 1 日から施行する。

新潟県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第45号

新潟県景観規則の一部を改正する規則

新潟県景観規則（令和 2 年新潟県規則第55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（景観重要建造物の管理の方法の基準）</p> <p>第 9 条 条例第15条第 4 号の規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物と一体となって良好な景観を形成している</u>土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第18条各号に掲げる基準に準じて管理すること。</p>	<p>（景観重要建造物の管理の方法の基準）</p> <p>第 9 条 条例第15条第 4 号の規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>法第19条第 1 項に規定する</u>土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となつて良好な景観を形成しているものにあつては、条例第18条各号に掲げる基準に準じて管理すること。</p>

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第 5 号

教 育 庁 本 庁

県 立 学 校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次の表のように改正し、令和 8 年11月 1 日から実施する。

令和 8 年10月30日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第 2（第36条、第36条の 2 関係）			別表第 2（第36条、第36条の 2 関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
55	新潟県立国際情報高等学校	国高	55	新潟県立国際情報高等学校	国高
<u>55－ 2</u>	<u>新潟県立国際フロンティア高等学校</u>	<u>国フ高</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特10	新潟県立五泉特別支援学校	五泉特	特10	新潟県立五泉特別支援学校	五泉特
<u>特10－ 2</u>	<u>新潟県立県央特別支援学校</u>	<u>県央特</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)